

## 愛知県地域保健医療計画における「在宅医療対策」の中間見直しについて

### 1 「愛知県地域保健医療計画」について

- 愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示し、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とした計画であり、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の医療連携体制の構築等について、記載されているもの。
- 計画は、医療法の規定により 3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。**令和 2 年度が現行計画の施行から 3 年目にあたり、昨年度の愛知県在宅医療推進協議会（書面開催）において、「在宅医療対策」に係る箇所についてご意見をいただいた。**
- 委員の皆様からのご意見を参考に修正した中間見直し案について、パブリックコメント制度を活用した意見募集や、自治体及び関係団体への意見照会を経て、10 月 28 日開催の「愛知県医療審議会 5 事業等推進部会」、11 月 4 日開催の「愛知県医療体制部会」、において原案審議が行われた。
- **令和 4 年 3 月に開催予定となっている愛知県医療審議会において承認されれば令和 4 年 4 月から見直し後の計画に基づき在宅医療対策を推進することとなる。**

### 2 現行計画における「在宅医療対策」の構成

「在宅医療対策」については、以下の 2 項目を章立てして、県が進めるべき方向性を位置付けている。

#### （1）プライマリ・ケアの推進

身近な医療機関で適切な医療が受けられ、疾病の継続的な管理や、予防のための健康相談等を含めた包括的な医療が受けられることの体制の整備、推進について記載

#### （2）在宅医療の提供体制の整備

在宅医療に係る現況を示したうえで、医療資源を増加させること、多職種連携の支援、地域包括ケアシステムの構築を軸とした、体制の整備、推進について記載

### 3 中間見直し 最終案について 資料 1-2

- 上記 1 に記載のように、「令和 2 年度 愛知県在宅医療推進協議会（書面開催）」における意見照会の後、「愛知県医療審議会 5 事業等推進部会」、「愛知県医療体制部会」、において審議された最終案となる。

- 最終案は、昨年度当協議会での意見照会の後、時点修正を行った以外に**大きな変更点はない。また、新たな指標は追加していない。**
- **今回の協議会では、在宅医療に係る指標等から、今後の在宅医療提供体制の課題についてご意見をいただき、今後の取組の参考とさせていただく。**

#### 【参考】 最終案の修正方針について（令和 2 年度資料からの再掲）

##### （1）時点修正

現行計画に記載する在宅医療関連の指標について、国から示されたデータ等に基づき、数値を時点修正

##### （2）指標

国の指針において新たに指標例が追加されたが、すべて重点指標ではないため、新たな指標は追加していない。

なお、在宅医療に係る指標の現在の状況については、「資料 1-3」のとおり。

##### （3）目標値

- 医療計画における在宅医療の整備目標を定める上での基本的な考え方については、国の「医療計画及び介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」（平成 29 年 8 月 10 日厚生労働省医政局地域医療計画課長・厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知）において示されており、医療計画の中間見直し等に向けて、令和 2 年 8 月 25 日付けで一部改正が行われたが、在宅医療の整備目標に対する考え方については、現行計画策定時から変更はない。

- **現行計画策定時に設定した目標（H30～R2 年）を達成できなかったものについては、達成できなかった分を次の整備目標（R2～R5 年）に上乘せすることを基本としている。**

- 今回の見直しにおいては、**現行計画策定時に推計された必要サービス量に対する伸び率を係数として令和 5 年度末に向けての目標値を算出した。**